

地方分権の推進についての動き

平成 5年 6月 3日 地方分権の推進に関する決議（衆議院）

6月 4日 地方分権の推進に関する決議（参議院）

10月 27日 第三次行革審最終答申

【「規制緩和」と「地方分権」に重点】

平成 6年 9月 26日 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）

11月 22日 地方分権の推進に関する答申（第24次地方制度調査会）

12月 25日 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）

平成 7年 5月 19日 地方分権推進法成立

7月 3日 地方分権推進法施行

地方分権推進委員会発足

平成 8年 3月 29日 地方分権推進委員会中間報告

12月 20日 地方分権推進委員会第1次勧告

・機関委任事務制度の廃止、国の関与の新たなルール、権限委譲等

国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ

平成 9年 7月 8日 地方分権推進委員会第2次勧告

・事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、行政体制の整備、補助金・税財源等

9月 2日 地方分権推進委員会第3次勧告

・地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）

10月 9日 地方分権推進委員会第4次勧告

・係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲等

12月 24日 機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等についての大綱

平成10年 5月 29日 地方分権推進計画閣議決定

11月 19日 地方分権推進委員会第5次勧告

平成11年 3月 26日 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（地方分権一括法案）閣議決定

第2次地方分権推進計画閣議決定

3月 29日 地方分権一括法案国会提出

7月 8日 地方分権一括法成立（附帯決議）

7月 16日 地方分権一括法公布

- 平成12年 4月 1日 地方分権一括法施行
- 5月 12日 改正地方分権推進法成立【有効期間の1年延長】
- 5月 19日 改正地方分権推進法公布・施行
- 8月 8日 地方分権推進委員会意見
- ・監視活動の結果に基づく意見（国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策、法令における条例・規則への委任のあり方、個別法に関する諸点）
- 11月 27日 地方分権推進委員会意見
- ・市町村合併の推進についての意見
- 12月 1日 行政改革大綱（閣議決定）
- ・行政改革の重要課題の1つとしての位置付け
- 平成13年 6月 14日 地方分権推進委員会最終報告
- ・第1次地方分権改革の回顧
 - ・監視活動の結果報告と要請
 - ・地方税財源充実確保方策についての提言
 - ・分権改革の更なる飛躍の展望
- 6月 26日 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」閣議決定
- 7月 2日 地方分権推進法失効
- 7月 3日 地方分権改革推進会議令公布、施行
地方分権改革推進会議発足
- 7月 9日 地方分権改革推進会議初会合（内閣総理大臣から地方分権改革推進会議に諮問）
- 12月 12日 地方分権改革推進会議中間論点整理
- 平成14年 6月 17日 地方分権改革推進会議事務・事業の在り方に関する中間報告
- 6月 25日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定
- 10月 30日 地方分権改革推進会議事務・事業の在り方に関する意見
- 12月 24日 「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」閣議報告
- 平成15年 5月 7日 地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」のフォローアップ結果総理報告

○ 地方分権の推進に関する決議

(平成5年6月3日 衆議院本会議)

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い合わせし、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

○ 地方分権の推進に関する決議

(平成5年6月4日 参議院本会議)

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い合わせし、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案 附則追加・修正

(平成11年6月11日 衆議院本会議)

附則 第251条

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

(平成11年7月8日 参議院 行財政改革・税制等に関する特別委員会)

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるという本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

(中略)

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

(中略)

一 地方税財源の充実確保や権限の委譲など地方分権を一層推進する必要を踏まえ、地方分権推進法失効後の地方分権を推進する体制を検討すること。

右決議する。